

愛知地方最低賃金審議会
第4回愛知県最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和2年8月4日（火曜日） 午後1時30分～午後2時30分

2 場 所 名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題 令和2年度愛知県最低賃金の改正について

5 議事要旨

- (1) 令和2年度愛知県最低賃金の改正について、労働者側、使用者側双方から次のとおり主張がなされた。
労働者側「昨日提案した引上げ額4円をこの場でも提示したい。」
使用者側「昨日同様で引上げなしとしたい。」
- (2) 労使双方で個別打合せのため一旦休会となる。
- (3) 再開後、労働者側、使用者側双方から次のとおり最終意見が出された。
労働者側「最終的な金額として引上げ額1円を提示したい。」
使用者側「この経済情勢の中でやはり引上げすることはできない。」
- (4) 公益委員から、最終的に合意が得られないことで、公益案として引上げ額1円、最賃額927円が提示され、採決することとされた。
- (5) 採決の結果、公益案への賛成5、反対3で公益案どおり引上げ額1円、最賃額927円が専門部会報告内容とされた。
- (6) さらに、愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書案が承認され、明日開催の497回本審で報告される運びとなり、専門部会は結審した。

